

9 款 1 項 3 目

第 3 章 心豊かな人づくり、まちづくり

【会計】一般会計

基本施策 7 心の教育の推進

9 款：教育費 1 項：教育総務費 3 目：教育研究指導費

施策 3 いじめ防止対策を推進します

事業	17	いじめ防止対策推進事業
担当所属		指導課

【予算額・決算額】（円）

予算額	決算額	（財源内訳）				
		一般財源	国支出金	県支出金	地方債	その他特財
8,647,000	7,949,541	7,949,541	0	0	0	0

【決算額の節別内訳】（円）

01	報酬	92,200	07	賃金	7,824,975
08	報償費	15,385	09	旅費	12,654
11	需用費	4,327			

【実施計画の概要】

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校児童生徒のいじめを中心とする問題行動の予兆の早期発見・未然防止のための対策に対する審議を行います。また、重大事態が発生した場合、その事実の確認並びに調査及び審査を行います。</li> <li>・佐倉市いじめ防止子供サミットを開催します。</li> <li>・学校支援アドバイザーによる巡回支援を通して学校運営や生徒指導体制整備の充実を図ります。</li> </ul>
事業の目的	「いじめ防止対策推進法」制定に伴い、地方公共団体の責務である、いじめの防止のための対策についての施策の策定と実施を果たすと同時に、いじめのない学校を目指します。
事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止等のための有効的な対策を検討し、専門的な見地から審議を行うことができます。また、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性、中立性を確保した上で重大事態が起きた場合の対応を行うことができます。</li> <li>・いじめ防止子供サミットを通して、子供の人権意識の高揚を図ることができます。</li> <li>・学校支援アドバイザーからの指導支援により、各学校でのいじめ対策を強化することができます。</li> </ul>

【事業の概要】

- ・いじめ対策調査会を実施し、いじめ問題の早期発見・未然防止のための対策に関する審議を行いました。
- ・いじめ問題対策連絡協議会を設置し、関係機関と連携を強化しました。
- ・佐倉市いじめ防止子供サミットを開催しました。
- ・学校支援アドバイザーが巡回支援を行い、各学校の生徒指導体制を支援しました。

【活動指標・成果指標】

指標名	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
いじめ防止対策調査会人数	6 人	—	—
佐倉市いじめ防止子供サミット参加校数	34 校	34 校	34 校
学校いじめ防止のための組織の会議開催数	35 回	35 回	35 回
学校いじめ防止のための組織が設置されている学校数	34 校	34 校	34 校